

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
■重点施策1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進						
1 消費生活相談機能の充実・強化						
(1)市町村における相談機能の強化支援						
1	市町村の広域連携の支援	単独では消費生活相談窓口の開設が困難な町村における相談体制を確立し、消費生活相談機能の向上を図るため、市町村間の広域連携推進に向けた取組を支援する。	○県内で専門相談員による消費生活相談が受けられない2町村(産山村、津奈木町)へ支援を行うとともに、状況に応じた更なる広域連携についても検討する。	○県内で専門相談員を配置していない2町村(産山村、津奈木町)住民の消費生活相談対応を県消費生活センターで行うことで2町村への支援を行った。 ○市町村における消費者行政を推進するため、広域連携を行っている市町村を訪問した(玉名市、荒尾市、上益城5町)。	消費生活課	企画推進班
2	市町村における消費生活相談業務への支援	市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導は市町村ホットラインとともにICTも活用し、丁寧にを行う。また、市町村が行うあっせんに際して、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。	○市町村の消費者行政担当職員を対象として5/26に研修会を対面で実施。消費者行政担当者など52名が参加。 ○県及び市町村の消費生活行政職員・相談員の連絡会議を年1回開催する。 ○市町村消費生活相談員に対し、市町村ホットラインやタブレットPCを活用するとともに、受入及び訪問により、助言、指導等を行う。 ※受入・巡回訪問研修 6市町村希望	○市町村の消費者行政担当職員を対象として5/26に研修会を対面で実施。消費者行政担当者など52名が参加。 ○市町村消費生活相談員連絡会議を開催(10/31)。消費生活相談員など25名が参加。 ○消費生活相談員受入研修:4市11回、巡回訪問研修:3町4回 ○市町村からの経由相談対応:71件 ○解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による定期的な勉強会を開催する。 ※第1回:6/12、第2回:9/5、第3回:12/15、第4回:3/15	消費生活課	企画推進班 消費者支援班
3	市町村に対する消費者被害情報提供	市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。	○県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。(消費者トラブル注意報、国からの情報メール等)	○県民に必要な重大事故情報、消費者被害情報等を随時市町村に提供した。(消費者トラブル注意報6回、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等は随時提供。) ○消費者被害情報に関する市町村広報誌向け原稿提供。(毎月)	消費生活課	消費者支援班
4	市町村との事業者情報の共有・連携強化	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。	○悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供する。	本年度は、情報提供は行っていない。	消費生活課	消費者支援班
5	市町村に対する多重債務相談実施の支援	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	○生活再生支援対策研修会を12月に実施予定。 ○お金の悩み無料相談会(年2回)に同席しての実地研修を実施予定。	○生活再生支援対策研修会を12月に実施し、154名が参加。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会(9/11熊本市、11/26八代市)に同席する実地研修を実施。	消費生活課	企画推進班
(2)県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化						
6	消費生活相談員等レベルアップ事業	県消費生活センターの消費生活相談員を各種研修に参加させて、多種多様な消費生活相談への対応に必要な知識の習得と相談処理能力のレベルアップを図る。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させる。 ○消費者からの相談件数が多く、問題解決のために専門的な知識が必要となるテーマや相談実施に必要なスキルについて、内部研修を実施する。 ※国民生活センター等研修参加予定、センター例会前研修開催	○国民生活センター等主催研修参加 14回(配信を含む) ○センター例会前研修 12回実施 ○その他関係機関主催の研修参加	消費生活課	消費者支援班
7	消費生活相談事例検討事業	県弁護士会と定期的な勉強会を開催し、解決困難事例の解決方法や法解釈等について理解を深め、消費生活相談処理能力の向上を図る。また、ICTを活用した市町村支援事業により、市町村からの参加も可能とする。	○解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による定期的な勉強会を開催する。 ※第1回 6/12 職員研修室で開催	○解決困難事例の検討や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会を開催した。 ※第1回:6/12、第2回:9/5、第3回:12/15、第4回:3/15	消費生活課	消費者支援班
8	緊急な消費者被害情報の提供	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組を行う。 ※7月末時点で消費者トラブル注意報2件発出 ○インターネットの利用に伴う消費者被害が急増していることを受け、社会のデジタル化を踏まえた新たな啓発を行う。	○消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を6件発出。 ○熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供。 ○市町村広報誌向け原稿提供。(毎月) ○コロナ禍でインターネットの利用に伴う消費者被害が急増したことを受け、TVCM、SNS広告等による注意喚起を行った。※TVCM81回、TV番組内でのパブリシティの活用6回、SNSWeb広告	消費生活課	消費者支援班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
9	生活情報の提供	県民の消費生活の安定や向上に資するため、県のホームページ等を活用して県民に生活情報等を提供する。	○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載する。地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供する。 ※熊日Q&Aに8回掲載	○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載するとともに、地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供した。 ※熊日QAに25回掲載	消費生活課	消費者支援班
10	消費者月間記念事業の開催	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	○パネル展の実施(県庁地下展示スペース) ○令和4年度消費者相談概要等の記者発表(5/31) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/31)を実施	○パネル展の実施(県庁地下展示スペース) ○令和4年度消費者相談概要等の記者発表(5/30) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/31)を実施	消費生活課	企画推進班
11	県消費生活センターにおける苦情相談処理、あっせん処理	消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を行う。	○消費者から寄せられた消費生活相談について、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施する。	○消費者から寄せられた消費生活相談について、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施した。	消費生活課	消費者支援班
12	消費者苦情処理委員会の開催	消費者苦情の解決のため、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。	○消費者と事業者の情報力、交渉力の差に鑑み、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。 ※開催なし	○必要に応じて苦情処理委員会を開催する(令和5年度開催なし)	消費生活課	消費者支援班
13	顧問弁護士及び専門相談アドバイザーの設置	消費生活に関する相談・苦情を効率的・効果的な解決を図るため、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を行う顧問弁護士及び専門相談アドバイザーを設置する。	○顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼する。 ※顧問弁護士 1件 専門相談アドバイザー 12日(延べ36時間)	○顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼した。 顧問弁護士 5件、専門相談アドバイザー 36日(延べ110時間)	消費生活課	消費者支援班
14	消費生活広報事業	消費者被害や多重債務問題といった潜在的な相談を掘り起し、消費者被害への注意喚起を行うため、テレビ等の広報媒体を活用して消費者被害の注意、消費生活センターのPRを行う。	○広報Gの広報媒体(広報テレビ・ラジオ等)を活用し、県民に対して消費者被害の注意喚起を行うとともに、連携協定企業のチラシ、ポスター等掲示、月間における庁内展示を行い普及啓発に努めた。	○広報Gの広報媒体(広報テレビ・ラジオ等)を活用し、県民に対して消費者被害の注意喚起を行うとともに、連携協定企業のチラシ、ポスター等掲示、月間における庁内展示を行い普及啓発に努めた。	消費生活課	企画推進班
15	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○見守りネットワーク体制構築に至らない市町村を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/24)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施(受講者39名)。	消費生活課	企画推進班
16	住宅情報提供・相談事業	住宅情報の提供・住宅相談業務体制の整備を図るため、(一財)熊本県建築住宅センターが開設する相談所の運営・講習会等に要する費用の一部について補助を行う。	○(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(毎月実施中) ・窓口に来場できない県民向けに電話相談を実施(常時) ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナーを開催(マンション管理基礎セミナー、11/29開催予定)	○(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(相談件数58件) ・窓口に来場できない県民のための電話相談対応(相談件数16件) ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナー及び相談会を開催(10/25開催、セミナー受講者47名、相談件数6件)	住宅課	計画班
2 多重債務者に対する生活再生支援 (1) 庁内連携推進のための研修会の開催及び市町村庁内連携の推進						
17	市町村の庁内連携体制構築の支援(消費生活相談)	複雑化、多様化している消費生活相談に対し、市町村の相談窓口で連携して適切に対応していくため、職員研修への講師派遣を行う。	○市町村の庁内連携体制実施状況を把握するため、各市町村への調査と取りまとめを行った。	○5月に庁内連携アンケートをとりまとめ、アンケート結果を多重債務者対策協議会で発表した。 ○市町村の庁内連携体制構築のため、市町村における職員研修に2件の講師派遣を行った。	消費生活課	企画推進班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
18	市町村の庁内連携体制構築の支援(多重債務相談)	多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。	○市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施予定(開催時期12月予定)	○「生活支援対策研修会」を開催し、多重債務問題の概要、生活再生支援事業、自治体の先進事例について研修を行った。(12/4、55団体・154名参加) ○市町村の庁内連携体制構築のため、市町村における職員研修に2件の講師派遣を行った。	消費生活課	企画推進班
19	多重債務者対策協議会の開催	多重債務者対策の円滑な推進を図り、関係機関及び団体相互の連携を強化するため、熊本県多重債務者対策協議会及び専門部会を開催する。	○専門部会の開催(年2回:5/19に1回目を対面で開催) ○協議会を開催6/12開催、関係各団体の取組状況等、情報交換の実施) ○金の悩み無料相談会の実施(年2回) ○多重債務相談窓口の周知等の啓発活動	○専門部会開催。(1回目を5/19に開催。2回目を2/5に開催) ○協議会を開催。(6/12開催、各関係団体の取組状況等、情報交換の実施) ○お金の悩み無料相談会の実施(2回) ・第1回:9/11 熊本市、相談件数10件 ・第2回:11/26 八代市、相談件数10件 ○多重債務相談窓口の周知啓発 ・生活再生総合支援リーフレットまたは多重債務リーフレットを関係団体等に計830部送付。 ・SNS広告による広報の実施 ・新聞広告等への掲載	消費生活課	企画推進班
20	生活再生支援対策研修会の実施	多重債務問題をはじめとする様々な問題を抱える生活困窮者の生活再建を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し研修会を実施する。	○消費者行政職員、徴収部門職員、福祉・保健部門職員、関係団体等を対象に生活困窮者の生活再生を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し、以下の内容で研修会を実施予定。 (開催時期12月を予定) 講義例 (1)多重債務問題の概要 (2)生活再生支援事業について (3)臨床心理士によるギャンブル依存症対策について	○「生活支援対策研修会」を開催し、多重債務問題の概要、生活再生支援事業、臨床心理士による依存症と多重債務についての研修を行った。(12/4、55団体・154名参加)	消費生活課	企画推進班
21	熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業(家計改善支援事業)	家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、必要な資金の貸付のあっせんを行う。	○各市に働きかけ、希望する5市と県とで事業を共同実施するなど、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施し、実施割合100%を達成予定。 ○県と5市による共同事業では、県内に2箇所の拠点を設け、それぞれに相談員を配置し広域での家計相談に対応。	○各市に働きかけ、希望する5市と県とで事業を共同実施するなど、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施し、実施割合100%を達成。 ○県と5市による共同事業では、県内に2箇所の拠点を設け、それぞれに相談員を配置し広域での家計相談に対応。(R5相談件数:348件)	社会福祉課	生活支援班
(2)多重債務者等の生活再生支援の推進						
22	消費者自立のための生活再生総合支援事業	債務整理後の生活再生に向けた家計診断・生活指導を行うとともに、必要に応じて、生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付を行うなど、債務整理から生活再生までの一貫した支援を、民間団体と連携して実施する。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施中。 ・生活再生相談(面談件数:190件) ・家計診断(家計相談:141件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:24件) ・熊本地震被災者支援(熊本地震被災者を対象としたセーフティネット貸付:0件)	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施。 ・生活再生相談(面談件数:605件) ・家計診断(家計相談:527件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:263件) ・令和2年7月豪雨災害被害者への貸付け(1件) ○令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症による相談件数の増加に対応するため、相談員を増員して相談体制を強化。	消費生活課	企画推進班
23	多重債務者生活再生支援事業に係る広報	潜在化している多重債務者の掘り起こしを図るため、多重債務者生活再生支援事業を広く県民に周知する。	○多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店へ配布。 (※広報要望事項をもとに広報Gが実施)	○多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店へ配布。(計670部) ○新型コロナウイルス感染症の影響により、生活再生支援を必要とする方が多く存在するため、インターネット媒体を利用した広報を実施。	消費生活課	企画推進班
(3)多重債務者等を対象とした相談会の開催						
5 (再)	市町村に対する多重債務相談実施の支援【再掲】	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	○生活再生支援対策研修会を12月に実施予定。 ○お金の悩み無料相談会(年2回)に同席しての実地研修を実施予定。	○生活再生支援対策研修会を12月に実施し、154名が参加。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会(9/11熊本市、11/26八代市)に同席する実地研修を実施。	消費生活課	企画推進班
3 消費生活の安全・安心の確保 (1)生命・健康等の安全・安心の確保						
24	県消費生活センターにおける商品テストの実施	衣食住の危害危険や品質に関する消費者被害の未然防止と救済を図るため、相談・苦情品について原因究明のための商品テストを実施する。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施する。	○食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施した。(商品テスト1件、技術回答155件)	消費生活課	消費者支援班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
25	消費生活用製品安全法に基づく指導及び啓発	消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査を実施するとともに、ホームページや報道機関を通して、啓発活動を行う。	○国からの消費者被害情報等を随時市町村に提供するとともに、消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査を実施した。 ※立入検査:2店舗(検査点数:16点)	消費生活課	消費者支援班
26	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。	○出前講座の実施。(10件) ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(12/5予定)。 ○地域における意見交換会の開催(時期未定)。 ○食品適正表示推進者講習会の開催(9月、2月予定)。 ○業種別講習会の開催。(11～12月予定)	○出前講座の実施(21件)。 ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(テーマ「食品添加物について」、12月開催、100人)。 ○食品適正表示推進者講習会の開催(8～10月、12～2月)。 ○業種別講習会の開催。(4回)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
27	食品衛生に係る啓発指導	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	○食品事業者等を対象とした講習会を開催(49回、2,393人参加) ○消費者を対象とした講習会を実施(16回、117人参加) ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施(8回、231人参加)	○食品事業者等を対象とした講習会を開催(131回、6,846人参加) ○消費者を対象とした講習会を実施(45回、545人参加) ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施(26回、698人参加)	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
28	健康食生活・食育推進における普及啓発	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示。(6月) ○県政広報テレビ番組での食育啓発(5/19) ○県農業フェアへの出展。(11/11、12)	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示。(6月) ○県政広報テレビ番組での食育啓発(5/19) ○県農業フェアへの出展。(11/11、12)	健康づくり推進課	食生活・食育班
29	福祉サービス第三者評価結果の公表	福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果を公表。(令和2～5年度100施設)	社会福祉課	指導監査班
30	社会福祉法人・施設に対する指導監査結果の公表	社会福祉法人・施設の利用希望者の選択に資するため、県のホームページ等により社会福祉法人・施設に対する指導監査結果を公表する。	○利用希望者の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 ○令和4年度の指導監査結果を追加し、過去3年度分を令和4年6月に公表。(96法人、266施設)	○利用希望者の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 ○令和4年度の指導監査結果を追加し、過去3年度分を令和5年6月に公表。(96法人、266施設)	社会福祉課	指導監査班
31	医療機能情報提供事業	病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する一定の情報について、県が集約して分かりやすく県民へ提供する。(熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」)	○病院等から医療機能情報を収集し、ホームページ上の熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」に掲載(更新)し、県民に提供する。	○病院等から医療機能情報を収集し、ホームページ上の熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」に掲載(更新)し、県民に提供した。 ○「くまもと医療ナビ」が令和6年4月から厚生労働省が提供する全国統一システム「医療情報ネット」に統合されることに伴い、病院等がオンラインによって報告等を行うための医療機関等情報支援システム「G-MIS」のユーザー登録の推進を実施。(アカウント登録申請数:1,160、紙調査票希望:370、無回答:1,170) ○全国統一システム「医療情報ネット」における医療機能情報について、紙調査票による提出を希望した病院等の情報の入力を実施。(紙調査希望:700)	医療政策課	総務・医事班
32	食の安全安心確保に係る情報提供	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	○食品検査結果について毎月掲載する等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する。	○食品検査結果について毎月掲載する等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに62回掲載した。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
33	医薬品等安全確保対策事業(薬事監視指導、毒物劇物営業者への監視・指導、業務上取扱者への立入調査・指導)	医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	○医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	○薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行った。 薬局等への監視率:41.6% 毒物劇物販売業者への監視率:16.4%	薬務衛生課	監視麻薬班
34	食品検査体制整備	食品の安全性確保のため、生産から流通に至る各段階における、添加物や残留農薬等の検査を実施するための機器等の整備を行う。	○検査が可能な農薬等の種類:約600種類	○生産段階の県産主要農林水産物137検体について、約400種類の農薬等の検査を実施し、すべて違反なし。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
35	食品営業監視事業	飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設への監視指導を行う。	○食品衛生監視員による施設の監視指導を実施(監視指導率52.4%) ○食品衛生指導員による巡回指導を実施(2,331施設)	○食品衛生監視員による施設の監視指導を実施(監視指導率153.2%) ○食品衛生指導員による巡回指導を実施(17,860施設)	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
36	食品の流通段階における安全性確保	県内に流通する食品について、食品添加物、微生物、成分規格、残留農薬等の検査を行う。	○食品の成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルゲン等の検査を実施(245検体)	○成分規格(微生物)105件、成分規格(重金属等)12件、食品添加物119件(輸入品含む)、残留農薬検査37件(輸入品含む)の実施 ○アレルゲン検査24件の実施	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
37	と畜検査事業	県内のと畜場で処理される獣畜について、食用可否を判断し安全な食肉を提供するため、と畜検査を行うとともに、と畜場への衛生指導等を行う。	○と畜検査を全頭実施(牛24,604頭、豚129,841頭、馬3,549頭、めん羊・山羊3頭) ○と畜場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○食肉輸出に係る対応を実施(荷口検査、衛生証明書の発行(523件)、査察)	○成分規格(微生物)105件、成分規格(重金属等)12件、食品添加物119件(輸入品含む)、残留農薬検査37件(輸入品含む)の実施 ○アレルゲン検査24件の実施	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
38	畜水産物食品安全対策事業	畜水産食品(乳、食肉、卵、魚介類)の安全性の確保を図るため、食品衛生法に定める基準に関する試験検査を実施し、と畜場及び大規模食鳥処理場に対して外部検証等を実施する。	○試験検査(29検体)や外部検証(作業前・作業中点検、書類点検、微生物検査)を実施 ○畜水産食品取扱施設の監視指導を実施 ○輸出畜水産物に係る対応(衛生証明書の発行(123件))	○試験検査(143検体)や外部検証(作業前・作業中点検、書類点検、微生物検査)を実施 ○畜水産食品取扱施設の監視指導を実施 ○輸出畜水産物に係る対応(衛生証明書の発行(中国、台湾等351件))	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
39	食鳥肉処理安全対策事業	安全な食鳥肉を提供するため、県内の大規模食鳥処理場で処理される食鳥について食鳥検査を行うとともに、食鳥処理場への衛生指導を行う。	○食鳥検査を全羽実施(4,993,529羽) ○食鳥処理場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○輸出食鳥肉に係る対応(荷口検査、衛生証明書の発行(23件))	○食鳥検査を全羽実施(19,998,099羽) ○食鳥処理場への衛生指導、不可食部位の適正処理を確認 ○輸出食鳥肉に係る対応(荷口検査、衛生証明書の発行(68件))	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
40	くまもと食の安全安心県民会議等の運営	食品の生産から消費に至る各段階の関係団体、学識経験者により構成する「くまもと食の安全安心県民会議」等を開催・運営し、それぞれの役割に応じて連携した取組を行う体制づくりを進める。	○県民会議の開催(8月) ○担当者会議の開催(1月書面協議)	○県民会議の開催(8月書面協議) ○担当者会議の開催(1月書面協議)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
41	食の安全110番	食の安全安心に係る相談・苦情等の総合窓口(食の安全110番)を設置し、関係課と連携を図りながら、県民に対する迅速・的確な対応及び情報提供を行う。	65件(表示違反2件、問合せ63件)	224件(表示違反15件、問合せ208件、苦情1件)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
42	生活衛生環境確保対策事業	公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場等の衛生水準の維持向上を図るため、営業施設への監視指導を行う。	○年度当初に監視指導計画を作成し、各営業施設への立入検査又は自主点検結果の検査を実施。 ○四半期毎に、保健所は本庁へ実施状況を報告。(進捗状況を把握し、必要に応じて保健所へ状況を確認する。)	○年度当初に営業施設の監視指導計画を作成。 ○営業施設への立入検査及び自主点検票を用いた検査を実施。実績:自主点検945件、立入検査991件	薬務衛生課	営業指導班
43	医療安全相談事業	消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等の情報について、消費者の健康被害の防止を図るため、関係行政機関と連携を図り、適切な指導等を行う。	○医療安全相談窓口において電話等による相談対応を行い、必要に応じて関係機関と連携し対応する。 ○熊本県医療安全推進協議会並びに医療従事者を対象とした熊本県医療安全研修会を開催し、関係機関との連携や医療従事者の資質向上を図る。	○医療安全相談窓口において電話等による相談対応を実施した。必要に応じて関係機関と連携し対応した。相談対応実績543件。 ○熊本県医療安全推進協議会並びに熊本県医療安全研修会を開催し、関係団体との情報交換や医療従事者への医療安全に関する教育等を実施した。	医療政策課	総務・医事班
44	旅行業立入検査	旅行業者の実際の活動状況をより正確に把握して旅行業法第1条の定める目的を達成するため、旅行業者に対し、立入検査を実施する。	○熊本県旅行業者等立入検査(通常検査)実施要領に従い10件程度実施予定。	○熊本県旅行業者等立入検査(通常検査)実施要領に従い12件実施。	観光企画課	観光創生班
45	宅地建物取引業事務所調査	宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者に対する被害の未然防止につなげるため、事務所調査により、業務に関し適切な指導・監督を行う。	○新規免許申請のあった事業者について、事務所調査の実施。 ○事務所への立入調査強化月間において、必要に応じた事業者への指導・監督の実施。	○新規の事務所調査については、94件実施。 ○既存業者への立入調査については、10件実施。指導・監督は10件。	建築課	盛土対策・宅地指導班
46	計量教室	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	○水俣市、荒尾市、菊陽町において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を開催予定。	○荒尾市、水俣市及び菊陽町において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を11月に開催した。 参加者:3市町 合計55名	産業技術センター	計量グループ

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
(2)生活関連物資等の安定確保						
47	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(5/30) ○県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	○県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年1回以上実施する連絡会議については、災害等による協定の発動がなかったため、双方担当者による打合せに替えて実施し、情報交換を行った(9/20)。	消費生活課	企画推進班
(3)消費者取引の適正化						
48	関係行政機関や事業者等に対する改善要求や指導・制度改正に係る情報提供	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○悪質業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。	○悪質業者に対し、問題点の改善要求等を行った。 不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導15件、割賦販売法に基づく行政指導1件、特定商取引法に基づく行政指導2件、事業者訪問対応59件	消費生活課	消費者支援班
49	適格消費者団体の活動支援	消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議・勉強会への参加及び情報提供等を実施する。 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施する。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加する。 ○事業者の不当な取引行為に対する差止請求権の行使に必要な消費生活相談に関する情報提供を提供する(7月末時点:1件)。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議・勉強会への参加及び情報提供等を実施した。(6/10、1/13) ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施した(2/16、17)。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加した(2/3)。 ○事業者の不当な取引行為に対する差止請求権の行使に必要な消費生活相談に関する情報提供を提供した(1件)。	消費生活課	企画推進班
50	消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度についての啓発を行う。	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行った。 ・パネル展示会での啓発広報(本館地下1階展示スペース)	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行った。	消費生活課	消費者支援班
4 (再)	市町村との事業者情報の共有・連携強化【再掲】	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。	○悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供する。	本年度は、情報提供は行っていない。	消費生活課	消費者支援班
51	液化石油ガス販売事業者等指導事業	液化石油ガスの保安の確保等のため、液化石油ガス販売事業者等に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等を実施する。	○令和4年度の検査を踏まえた全体計画の見直し及び令和5年度の実施計画を策定し、検査等を実施する。	○直近の立入検査から概ね11年以上を経過している販売事業所を対象として計画。法令の基準に従って指導を実施。 【実績】47事業所	消防保安課	保安班
52	ヤミ金融事犯の取締りの強化	ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するとともに、取締りを強化する。	○ ヤミ金融事犯(貸金業法違反及び出資法違反)及びヤミ金融事犯の助長犯罪である犯収法違反(口座の譲渡等)の取締りを推進中 ○ ヤミ金融に利用された口座の凍結依頼、携帯電話の解約依頼等を実施するとともに、ヤミ金業者に対する電話警告、インターネット上のヤミ金融の広告削除等総合的な対策を実施中	○ヤミ金融事犯及び同助長犯罪の取締りを推進し、貸金業法違反、犯収法違反(口座の譲渡等)等を検挙した。 ○ヤミ金業者に対する電話警告を実施するとともに、ヤミ金融に利用された口座凍結の情報提供、携帯電話の契約者確認要求、インターネット上のヤミ金融広告の削除依頼等の犯行ツール対策を強力に推進した。	警察本部 生活環境課	企画指導係
53	不当な取引行為等の取締り	悪質商法事犯等に対して、県内の消費生活センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、被害相談に的確に対応するとともに、法令を多角的に活用した取締りを推進する。	○ 法令を多角的に駆使し、特商法違反等の悪質商法事犯取締りを推進中 ○ 悪質商法に対する相談への適切な対応を推進中 ○ 関係行政機関と連携した被害防止活動やホームページ等を活用した広報啓発を推進中	○高齢者に対する悪質商法事犯を検挙した。 ○悪質商法や宗教問題等に関する相談に対して適切に対応した。 ○消費生活センター等の関係行政機関と連携し、悪質業者等に関する情報共有や被害防止のための広報啓発活動を推進した。	警察本部 生活環境課	企画指導係

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
54	消費生活協同組合法に基づく適正運営の指導	県民の自発的な生活協同組織の発達を図り、県民生活の安定と生活文化の向上を期するため、生活協同組合に対する許認可等を行う。	○生活協同組合からの申請により許認可等を行う(7月末時点:3件)	○生活協同組合からの申請により許認可等を行った(随時)。	消費生活課	企画推進班
55	消費生活関係法令等に基づく行政処分・行政指導の実施	不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、調査等を行い、必要に応じて県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。 7月末時点、不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導(口頭指導)2件、割賦販売法に基づく行政指導1件。	○不当な取引行為を行う事業者に対し、調査等を行い、必要に応じて県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行った。 不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導15件、割賦販売法に基づく行政指導1件、特定商取引法に基づく行政指導2件。	消費生活課	消費者支援班
(4)適正な表示の確保						
56	景品表示法に基づく行政指導の実施	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政処分及び行政指導を行う。	○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引により、消費者が著しい不利益を受けた場合やその恐れがある場合は、調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行う。 7月末で行政指導(口頭指導)2件。	○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引により、消費者が著しい不利益を受けた場合やその恐れがある場合は、調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行った。 口頭指導15件	消費生活課	消費者支援班
57	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○家庭用品販売店への立入検査を県内各町村とともに実施するとともに、ホームページや報道機関を通して消費者に対する啓発を行う。	○家庭用品販売店への立入検査を県内各町村とともに実施するとともに、ホームページや報道機関を通して消費者に対する啓発を行った。 ※立入検査 2店舗	消費生活課	消費者支援班
58	電気用品安全法に基づく立入検査	電気用品の安全性の確保のため、電気用品販売店を対象に、九州経済産業局が選定した電気用品等について、電気用品安全法に定められた表示がなされているかの検査を実施する。	○九州経済産業局が選定した重点品目を中心に立入検査を実施予定。(①ショッピングモール等に出店する雑貨店など過去に立入検査を実施したことのない業種や販売事業者、②低価格商品を多く取り扱う総合ディスカウントストア、DIY商品を多く取り扱うホームセンター等から選定)9月に計画をまとめ、その後、立入検査を実施予定。 ・直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、調理家電、加湿器、空気清浄機など	○過去5年間で検査を実施していない町村を対象として計画。関係法令の周知及び合計49種の電気用品法令への適合を確認。 【実績】9事業所(法令違反及び指摘事項なし)	消防保安課	保安班
59	食品表示法に基づく衛生事項の指導等	アレルゲンや添加物等の食品表示(衛生事項)の適正表示をするため、事業者や消費者からの相談体制を整備するとともに、被疑情報に対する立入指導等を実施する。	○食品表示法に基づく立入検査・監視指導を実施(3件)	○法に基づく対応事例なし	健康危機管理課	食品乳肉衛生班
60	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。(指導10件、相談対応102件) ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。(12回、244人参加)	健康づくり推進課	食生活・食育班
61	食品表示ウォッチャー事業	県内の食品販売店における食品表示の適正化を図るため、県民のボランティアによる協力を得て、食品表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャーを設置する。	○大学等での講習会の実施。 ○食品表示ウォッチャー活動。(随時) ○新規および既登録者向け研修会の実施。	○大学等での講習会の実施(東海大1回、尚綱大2回、崇城大1回)。 ○食品表示ウォッチャー活動(296人(新規120、継続153、更新23))。 ○新規および既登録者向け研修会の実施。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
62	食品表示法に基づく行政指導(食品表示法に基づく品質表示の適正化推進)	食品の適正表示を推進するため、巡回指導や疑義情報に対する立入検査等を実施する。	○食品表示強化月間を設け、巡回調査・指導を実施予定。 ○業種別食品表示講習会を実施予定。 ○必要に応じ、被疑事案に対する調査を実施予定。	○食品表示強化月間を設け、巡回調査・指導を実施(254件)。 ○業種別食品表示講習会各広域本部で実施。 ○必要に応じ、被疑事案に関する調査を実施。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
63	商品量目立入調査	計量法で指定された生活上大切な特定商品(食品、燃料、油脂、洗剤等)の安心な取引のため、商品の量目や表示について販売事業者や製造事業者への立入検査を行う。	○調査対象店舗において、検査商品の量目や表示、計量に使用するはかり等についての調査及び指導を実施予定。	○調査対象店舗において、検査商品の量目や表示、計量に使用するはかり等についての調査及び指導を実施した。 実施店舗数:6店舗	産業技術センター	計量グループ

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
64	特定計量器立入検査	計量法で指定された特定計量器のうち特に生活の安心に関係の深い、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシメーター、はかり等の適正な使用について販売事業者等への立入検査を行う。	○調査対象事業所(届出修理事業者、計量証明事業者、ガソリンスタンド、タクシー会社等)において、取引や証明に使用している特定計量器についての調査及び指導を実施予定。	○調査対象事業所(届出修理事業者、計量証明事業者、ガソリンスタンド、タクシー会社等)において、取引や証明に使用している特定計量器についての調査及び指導を実施した。 実施事業所数:70事業所	産業技術センター	計量グループ
(5)消費者事故情報通知対応						
65	消費者安全法に基づく重大事故情報等の適正処理	消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	○消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。 ※生命・身体分野にかかる重大事故に該当する消費生活相談について、消費者庁に情報提供を行った。(7月末時点で1件)	○消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、直ちに消費者庁に情報提供を行った。 ※情報提供 2件	消費生活課	消費者支援班
4 地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進						
(1)市町村推進体制の整備促進						
66	市町村の消費者安全確保地域協議会設置及び情報提供の支援	地域における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済のため、市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○消費者安全確保地域協議会設置の意向を持つ市町村を訪問し、個別協議を行い、協議会設置の推進を図る。	○消費者安全確保地域協議会未設置市町村を訪問。体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図った。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/24)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。	消費生活課	企画推進班
(2)熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の取組推進						
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○見守りネットワーク体制構築に至らない市町村を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/24)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施(受講者39名)。	消費生活課	企画推進班
5 訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応						
67	訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応	訪日外国人・在留外国人の増加が見込まれ、外国人が取引の当事者となる消費者トラブルも増加することが懸念されるため、県消費生活センター及び関係機関と連携して対応する。	○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県消費生活センター、県外国人サポートセンターで対応するとともに、国民生活センター等関係機関と連携して対応する。 ※相談実績なし	○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、必要に応じて、関係機関と連携して対応した。 ※相談実績:4件 ○外国人の方に向けたホームページを作成した。	消費生活課	消費者支援班
■重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進						
1 食品ロスの削減に向けた取組の推進						
(1)食品ロス削減推進に係る計画の策定及び推進体制の整備						
68	「県食品ロス削減推進計画」に基づく食品ロス削減の推進	令和4年3月に策定した県計画に基づき、消費者等の行動変容につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進する。	○6月に募集したモニター68人による「食ロスチェック」(8～9月)を実施予定。 ○9月に企業を対象とした「フードドライブ」を実施予定 ○食品ロス削減月間(10月)を中心に新聞、テレビ、ラジオ等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施予定。	○新聞、テレビ、ラジオ、デジタル広告等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施、県内企業を募集して、「フードドライブ」を実施(9月)、県民を対象にモニターを募集して「食ロスチェック」を実施(12～1月)、食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」を中心に取組みを推進した。	消費生活課	企画推進班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
(2)食品ロス削減に係る取組の推進						
69	ごみゼロ県民運動推進事業	食品廃棄物の減量化に向け、「くまもと食べきり運動」など、県民・事業者・行政が連携した取組を展開する。	〇くまもと食べきり運動の一つとして「九州食べきり協力店」の周知及び登録店舗の拡大を行う。	〇「九州食べきり協力店」への新規登録13店舗に対し、啓発物(ポスター及び卓上ポップ)の配布を行った。	循環社会推進課	企画調整班
2 環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進						
70	エシカル消費に関する普及・啓発の推進	「エシカル消費」について、地産地消の推進等の取組事例を記載した消費者教材を作成する等により、その普及啓発を推進する。	〇消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行う。	〇消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行った。(くまもと県民カレッジ主催講座「エシカル消費コース」1/19の第2回にて実施)	消費生活課	企画推進班
71	食品ロス削減に係る出前講座	食品ロス削減に係る基本的な事項について記載した消費者教材を作成し、県内高等学校等を対象に、消費者教育コーディネーターによる出前講座を実施する。	〇消費者教育コーディネーターが作成した教材やチラシ等により、希望する高等学校等を対象に出前講座を行う。	〇申し込みがあった高等学校等に対して2回、団体に対し2回の計4回の出前講座を実施した。(1/19実施のくまもと県民カレッジ主催講座を含む)	消費生活課	企画推進班
■重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応						
1 新型コロナウイルス感染症への対応						
(1)消費生活相談体制の確保						
2 (再)	市町村における消費生活相談業務への支援【再掲】	市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導は市町村ホットラインとともにICTも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんに際して、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。	〇市町村の消費者行政担当職員を対象として5/26に研修会を対面で実施。消費者行政担当者など52名が参加。 〇県及び市町村の消費生活行政職員・相談員の連絡会議を年1回開催する。 〇市町村消費生活相談員に対し、市町村ホットラインやタブレットPCを活用するとともに、受入及び訪問により、助言、指導等を行う。 ※受入・巡回訪問研修 6市町村希望	〇市町村の消費者行政担当職員を対象として5/26に研修会を対面で実施。消費者行政担当者など52名が参加。 〇市町村消費生活相談員連絡会議を開催(10/31)。消費生活相談員など25名が参加。 〇消費生活相談員受入研修:4市11回、巡回訪問研修:3町4回 〇市町村からの経由相談対応:71件 〇解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による定期的な勉強会を開催する。 ※第1回:6/12、第2回:9/5、第3回:12/15、第4回:3/15	消費生活課	企画推進班 消費者支援班
(2)消費者等に対する情報発信(再掲)						
8 (再)	緊急な消費者被害情報の提供【再掲】	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	〇悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組を行う。 ※7月末時点で消費者トラブル注意報2件発出 〇インターネットの利用に伴う消費者被害が急増していることを受け、社会のデジタル化を踏まえた新たな啓発を行う。	〇消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を6件発出。 〇熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供。 〇市町村広報誌向け原稿提供。(毎月) 〇コロナ禍でインターネットの利用に伴う消費者被害が急増したことを受け、TVCM、SNS広告等による注意喚起を行った。※TVCM81回、TV番組内でのパブリシティの活用6回、SNSWeb広告	消費生活課	消費者支援班
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	〇高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 〇見守りネットワーク体制構築に至らない市町村を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 〇熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	〇高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 〇熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/24)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 〇市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施(受講者39名)。	消費生活課	企画推進班
(3)生活関連物資等の安定確保(再掲)						
47 (再)	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定【再掲】	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	〇熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(5/30) 〇県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	〇県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年1回以上実施する連絡会議については、災害等による協定の発動がなかったため、双方担当者による打合せに替えて実施し、情報交換を行った(9/20)。	消費生活課	企画推進班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
2 災害への対応						
(1)平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨への対応						
72	被災者の生活再生支援	熊本地震の被災を含む消費生活上の様々な課題を抱える方々の生活再生のため、相談を受け、多様なメニューを活用し、相談者が自立的な生活を送るための支援を行う。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、被災者の生活再生支援を実施中。 ・生活再生相談(面談件数:190件/うち災害関連相談件数:0件) ・家計診断(家計相談:141件/うち災害関連相談件数:0件) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(債務整理希望:24件/うち災害関連相談件数:0件) ・熊本地震被災者支援(熊本地震被災者を対象としたセーフティネット貸付:0件)	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を実施した。 ・令和2年7月豪雨被災者への特別金利での貸し付けが1件行った。	消費生活課	企画推進班
73	地域支え合い連携推進事業	平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨の被災者の生活再建における消費生活面からの支援のため、地域支え合いセンターを設置している市町村等へ消費生活相談窓口の周知と消費生活に関する情報の提供を行い、消費者トラブルの未然防止と被害の救済を図る。	○地域支え合いセンターへ消費生活相談窓口の周知や消費生活に関する情報提供を行う予定。	地域支え合いセンターへ消費生活相談窓口の周知や消費生活に関する情報提供を行った。(4回)	消費生活課 健康福祉政策課	企画推進班 地域支え合い支援室
74	復興関係公共事業等住宅再建支援事業(二重ローン対策)	熊本地震で自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合に、既存住宅の利子相当額を補助する。復興関係公共事業等の理由により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方について補助を継続する。	○熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たに住宅ローンを組んで再建する場合に、既存債務の利子相当額(50万円を上限)を補助する。令和2年3月31日をもって申請受付を終了。ただし、熊本地震の復興関係公共事業又は被災マンションの建替えに不測の時間を要した、その他やむを得ない事情により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方については、引き続き申請を受付ける。	○交付実績:0件	住宅課	計画班
(2)今後の災害等への緊急対応						
75	被災市町村の相談窓口への支援	被災した市町村の消費生活相談窓口機能を補完するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者ホットライン188(いやや)の活用を図る。	○消費者ホットライン188(いやや)の効果的な活用を図るため、各種照会(接続先変更、接続時間帯の調整等)に対応する。	○国民生活センターと連携し、災害時等に消費者ホットライン188(いやや)の接続先変更について市町村に調査する等対応を行った。	消費生活課	企画推進班
47 (再)	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定【再掲】	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を行った。(5/30) ○県生協連と締結した災害時の基本協定について、県生協連と情報交換・協議を行う。	○県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年1回以上実施する連絡会議については、災害等による協定の発動がなかったため、双方担当者による打合せに替えて実施し、情報交換を行った(9/20)。	消費生活課	企画推進班
76	熊本県酪農業協同組合連合会との地震災害時等における救援物資の提供に関する協定	県と熊本県酪農業協同組合連合会とが締結した協定に基づき、地震災害時等に常温保存可能な牛乳、乳飲料等を無償で提供する。		○地震災害等大きな災害発生が確認されなかったため、未実施。	畜産課	経営環境班
3 SNSによる消費者被害への対応						
(1)消費者等に対する情報発信(再掲)						
8 (再)	緊急な消費者被害情報の提供【再掲】	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組を行う。 ※7月末時点で消費者トラブル注意報2件発出 ○インターネットの利用に伴う消費者被害が急増していることを受け、社会のデジタル化を踏まえた新たな啓発を行う。	○消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を6件発出。 ○熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供。 ○市町村広報誌向け原稿提供。(毎月) ○コロナ禍でインターネットの利用に伴う消費者被害が急増したことを受け、TVCM、SNS広告等による注意喚起を行った。※TVCM81回、TV番組内でのパブリシティの活用6回、SNSWeb広告	消費生活課	消費者支援班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○見守りネットワーク体制構築に至らない市町村を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/24)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施(受講者39名)。	消費生活課	企画推進班
(2) SNSに関する相談対応力の向上						
77	消費生活相談員のスキルアップと市町村とのスキルの共有	SNSに関する相談に対応するため、県消費生活センター職員の専門性の向上を図るとともに、市町村に対して必要な知識や技術を共有する。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けのSNSに関する研修に相談員を派遣するとともに、県が主催する市町村消費生活行政職員・相談員の研修会において、情報を共有する。 ※10月に研修会開催予定	○国民生活センター主催研修参加 12回(うちSNS関係研修1回) ○市町村消費生活行政職員・相談員研修会において相談概要説明 ○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会のテーマとして、SNS等に関するトラブル事例を選定。	消費生活課	消費者支援班 企画推進班
■重点施策4 消費者教育の推進						
1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進						
(1) 学校等における消費者教育の推進						
78	学校における消費者教育の推進	教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	【高校教育課】 ○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の視点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。 【義務教育課】 ○教科等指導主事等研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配布等の情報提供を行う。 【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導する。 (中学部:例) 職業・家庭:生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導する。また、インターネット通販や電子マネーなども含め消費生活の基本的な事項を指導する。 (高等部:例) 家庭、情報:インターネット通販や電子マネーの適切な利用を含め、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について指導する。また、商品購入や受けたサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導する。	【高校教育課】 ○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の視点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。 【義務教育課】 ○令和5年7月・12月の各教科等指導主事等研修会社会部会及び家庭科部会において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の情報提供を行った。 【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:店舗の利用方法や買い物を手順、金銭等の扱いについて、身近な公共施設での体験的な買い物学習をとおして繰り返し指導し、消費者としての生活の仕方について学べるようにした。 (中学部:例) 職業・家庭:体験的な活動をととして、生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方及び金銭の適切な使用管理について指導した。また、インターネット通販や電子マネーなど、金銭以外の支払方法など、現代に必要な消費生活の基本的な事項を指導した。 (高等部:例) 家庭、情報:ネットショッピングの危険性や個人情報の流出など、インターネット通販や電子マネーの適切な利用に関する基本事項や、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について指導した。またマルチ商法、アポイントセールス、名義貸しといった契約トラブルへの対処方法についても指導を行った。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	産業教育指導班 連携班 教育指導班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
79	情報教育活動の支援	出前講座等への講師派遣などの取組を行う。	○情報モラル教育の充実 「情報安全出前講座」として、スマートフォンや児童生徒向け学習用端末等の安全利用について、学校やPTA等の要望に応じて、講師(県指導主事20人程度)を派遣し、保護者や教職員向けの講話を実施する(7月末現在:17団体、1,549人受講予定)。	○情報モラル教育の充実 「情報安全出前講座」として、スマートフォンや児童生徒向け学習用端末等の安全利用について、学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等向けの講話を実施した(講師:県指導主事20名)。(33団体、延べ2,532人受講)	教育政策課	教育情報化推進班
80	私立学校における消費者教育の支援	消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活用できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	○文部科学省からの通知(消費者庁事業「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」)を各学校へ通知し、消費者教育の推進を依頼した。	○文部科学省からの通知(消費者庁事業「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」)を各学校へ通知し、消費者教育の推進を依頼した。	私学振興課	私学運営支援班
81	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進するため、中学生や高校生を対象とした講座等を開催する。	○中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」を実施予定。 ○高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」を実施。(3校)	○中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」を実施。(1校) ○高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」を実施。(4校)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
82	食育・米消費拡大対策	米の消費拡大を図るため、日本型食生活や朝ごはん摂取の啓発活動及び地産地消、食育、農業への理解活動を推進する。	○学習小冊子「くまもとのお米の本」による地産地消の理解促進を図る。(20,150冊を小学校・関係団体等に6月までに配布済) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)と高等学校(家庭科教諭、生徒等)関係者を対象とした食育講習会等を実施。 ○「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの後援(熊本県知事賞の授与) ○農業団体におけるバス車体広報等による米食の普及推進を支援。 ○農業団体における小学校や地域での農業体験学習等の開催による食育活動を支援。	○学習小冊子「くまもとのお米の本」による地産地消の理解促進を図った。(20,150冊を小学校・関係団体等に6月までに配布) ○小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)と高等学校(家庭科教諭、生徒等)関係者を対象とした食育講習会を実施。 ○「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの後援(熊本県知事賞の授与) ○農業団体におけるバス車体広報等による米食の普及推進を支援。 ○農業団体における小学校や地域での農業体験学習等の開催による食育活動を支援。	農産園芸課	農産振興班
83	携帯電話のフィルタリングの周知・啓発	県青少年保護育成条例に基づき、携帯電話のフィルタリングについての周知・啓発を実施する。	○フィルタリング普及啓発チラシを11万枚作成し、県内の小中高生、携帯電話販売店へ配布することにより、少年へのフィルタリングの普及を図った。 ○熊本県青少年育成県民会議と連携し、「あったか家族コンクール」の中で、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマに「私たちの1か条」を募集し、インターネット安全利用の意識啓発を図る。	○フィルタリング普及啓発チラシを11万枚作成し、県内の小中高生、携帯電話販売店へ配布することにより、少年へのフィルタリングの普及を図った。 ○熊本県青少年育成県民会議と連携し、「あったか家族コンクール」の中で、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマに「私たちの1か条」を募集し、インターネット安全利用の意識啓発を図った。	くらしの安全推進課	青少年班
84	高校生等のための消費生活講座の実施	成年年齢の引き下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が急増する状況を踏まえ、学校教育と連携し、高校生等を対象とした消費生活講座を実施する。	○私学振興課及び教育庁関係各課と連携し、「高校生等を対象とした消費生活講座」を実施する。	○申込みがあった高等学校に対して計24回の出前講座を実施した。	消費生活課	企画推進班
85	大学等への消費生活情報の提供	消費者被害の未然防止と被害拡大防止のため、大学生等への消費生活相談窓口の周知を図るとともにタイムリーな消費者被害の情報提供を行う。	○大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発ポスター又はチラシを配布する。	○県内の適格消費者団体に委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」を実施(2大学、48名)。 ○大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発チラシを配布した。	消費生活課	企画推進班
(2)職域、地域社会における消費者教育の推進						
86	消費者意識の向上に向けた支援	複雑化・多様化している消費者トラブルの未然防止のため、各市町村担当者等に消費者教育の必要性について啓発を行うとともに、必要な情報の提供を行う。	○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施 ○県民を対象とした消費者意識向上のための講座を実施(12講座を企画)	○市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施 (令和5年度は、消費者教育に関する問い合わせは0件) ○11講座を6月と10～2月に集合対面形式で実施(約110名が受講)	社会教育課	社会教育連携班
29 (再)	福祉サービス第三者評価結果の公表【再掲】	福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	○利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果の公表を実施。 ○ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果を公表。(令和2～5年度100施設)	社会福祉課	指導監査班
27 (再)	食品衛生に係る啓発指導【再掲】	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	○食品事業者等を対象とした講習会を開催(49回、2,393人参加) ○消費者を対象とした講習会を実施(16回、117人参加) ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施(8回、231人参加)	○食品事業者等を対象とした講習会を開催(131回、6,846人参加) ○消費者を対象とした講習会を実施(45回、545人参加) ○給食施設従事者を対象とした講習会を実施(26回、698人参加)	健康危機管理課	食品乳肉衛生班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
31 (再)	医療機能情報提供事業【再掲】	病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する一定の情報について、県が集約して分かりやすく県民へ提供する。(熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」)	○病院等から医療機能情報を収集し、ホームページ上の熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」に掲載(更新)し、県民に提供する。	○病院等から医療機能情報を収集し、ホームページ上の熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」に掲載(更新)し、県民に提供した。 ○「くまもと医療ナビ」が令和6年4月から厚生労働省が提供する全国統一システム「医療情報ネット」に統合されることに伴い、病院等がオンラインによって報告等を行うための医療機関等情報支援システム「G-MIS」のユーザー登録の推進を実施。(アカウント登録申請数:1,160、紙調査票希望:370、無回答:1,170) ○全国統一システム「医療情報ネット」における医療機能情報について、紙調査票による提出を希望した病院等の情報の入力を実施。(紙調査希望:700)	医療政策課	総務・医事班
60 (再)	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等【再掲】	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。	○食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。(指導10件、相談対応102件) ○事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。(12回、244人参加)	健康づくり推進課	食生活・食育班
28 (再)	健康食生活・食育推進における普及啓発【再掲】	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示。(6月) ○県政広報テレビ番組での食育啓発(5/19) ○県農業フェアへの出展。(11/11、12)	○県庁地下展示ケースや熊本市役所、九州農政局での食育関係展示。(6月) ○県政広報テレビ番組での食育啓発(5/19) ○県農業フェアへの出展。(11/11、12)	健康づくり推進課	食生活・食育班
87	水銀フリー推進事業	水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。	○啓発動画を活用し、集客施設等の広告媒体と連携したデジタル技術を利用した情報発信や公共施設等における情報発信を実施する予定。 ○県内の中学生及び高校生の水銀フリーに関する取組みの理解促進を図り、水銀フリーに向けて実践できる人材の育成を図ることを目的とした「水銀フリーに係る出前講座」を開催。	○熊本県立図書館の「情報ギャラリー展」やラジオ、広報誌、及び水銀フリー啓発動画を活用した広報展開等(ストリートビジョンでの放映と連携、SNS広告)を含む情報発信等を行った。 ○県内の中高生等を対象とした「水銀フリーに係る出前講座」を1校で実施した。 ○熊本県立大学との共催で水俣条約採択10周年記念イベント「くまもと環境フォーラム」を行った。	環境政策課	政策班
88	地球温暖化防止活動推進事業	「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を実現するため、県の地球温暖化防止活動推進センターを通して、地球温暖化防止活動推進員や地域協議会への支援を行い、県民、事業者の意識改革や省エネ行動等を促進する。	○県の地球温暖化防止活動推進センターを通じて、地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、県民及び事業者への普及啓発(相談窓口の設置、講演会、研修会等の開催)を実施。	○県の地球温暖化防止活動推進センターを通じて、地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、県民及び事業者への普及啓発(相談窓口の設置、講演会、研修会等の開催)を実施。	環境立県推進課	ゼロカーボン企画班
89	県民ゼロカーボン行動促進事業	脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。	○「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、小学5年生を対象とした「肥後っ子教室」等において環境教育を行うとともに各種団体の研修会等を活用し、家庭や事業所での普及啓発を実施。 ○地球温暖化対策をテーマにした「くまもと環境出前講座」の実施。	○「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、小学5年生を対象とした「肥後っ子教室」等において環境教育を行うとともに各種団体の研修会等を活用し、家庭や事業所での普及啓発を実施。(肥後っ子教室 R5:320校、17,189人が参加) ○地球温暖化対策をテーマにした「くまもと環境出前講座」の実施(R5:62校、3,321人が参加)。 ○熊本高専八代キャンパスで講義実施。120人が参加。	環境立県推進課	ゼロカーボン企画班
90	環境学習事業	環境への負荷を少なくするライフスタイルを学び、考え、日常生活で実践することを目的に、「エコライフ体験教室」を開催する。	○「エコライフ体験教室」の開催 ・エコクッキング等を中心とした体験教室を実施予定。 【予定】 期日: 令和5年11月 場所: 宇城中央公民館(仮) 参加人数: 20人程度	○「エコライフ体験教室」の開催 ・エコクッキング等を中心とした体験教室を実施。 期日: 令和5年12月10日 場所: 宇城市中央公民館 参加人数: 19人	環境センター	-
91	出前講座事業	環境センターの環境指導員やエコロジスト・リーダー及び環境教育指導者(各分野の専門家や大学教授)を派遣し、環境学習(出前講座)を行う。	○動く環境教室 ・各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習(出前講座)を開催。 ※16回、925人 ○エコロジスト・リーダー養成講座 ・環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。 (9/30～10/1実施予定) ○エコロジスト・リーダー派遣 ・エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。※5回実施	○動く環境教室 ・各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習(出前講座)を開催。 ※77回、3,637人 ○エコロジスト・リーダー養成講座 ・環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。 (9/30～10/1、12人) ○エコロジスト・リーダー派遣 ・エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。※12回実施	環境センター	-

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
26 (再)	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催【再掲】	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。	○出前講座の実施。(10件) ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(12/5予定)。 ○地域における意見交換会の開催(時期未定)。 ○食品適正表示推進者講習会の開催(9月、2月予定)。 ○業種別講習会の開催。(11～12月予定)	○出前講座の実施(21件)。 ○特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(テーマ「食品添加物について」、12月開催、100人)。 ○食品適正表示推進者講習会の開催(8～10月、12～2月)。 ○業種別講習会の開催。(4回)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
32 (再)	食の安全安心確保に係る情報提供【再掲】	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	○食品検査結果について毎月掲載する等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する。	○食品検査結果について毎月掲載する等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに62回掲載した。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班
10 (再)	消費者月間記念事業の開催【再掲】	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	○パネル展の実施(県庁地下展示スペース) ○令和4年度消費者相談概要等の記者発表(5/31) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/31)を実施	○パネル展の実施(県庁地下展示スペース) ○令和4年度消費者相談概要等の記者発表(5/30) ○県内一斉消費者トラブル相談(5/31)を実施	消費生活課	企画推進班
92	消費生活出前講座・金融関連消費者教育推進事業	消費者被害の未然防止と消費者の自立の支援及び金融教育の推進のため、市町村、老人会、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	○熊本県金融広報委員会と連携し、市町村、老人会、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	○地域における消費生活啓発講座に、金融広報委員会と連携して講師を派遣した。(62件)	消費生活課	消費者支援班
50 (再)	消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発【再掲】	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度についての啓発を行う。	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行った。 ・パネル展示会での啓発広報(本館地下1階展示スペース)	○消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行った。	消費生活課	消費者支援班
93	家庭用品品質表示法の啓発	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	○家庭用品販売店に立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○家庭用品販売店に立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。 立入検査を実施:2店舗の責任者に対して啓発活動を実施。	消費生活課	消費者支援班
25 (再)	消費生活用製品安全法に基づく指導及び啓発【再掲】	消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査を実施するとともに、ホームページや報道機関を通して、啓発活動を行う。	○国からの消費者被害情報等を随時市町村に提供するとともに、消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査を実施した。 ※立入検査:2店舗(検査点数:16点)	消費生活課	消費者支援班
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○見守りネットワーク体制構築に至らない市町村を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/24)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施(受講者39名)。	消費生活課	企画推進班
94	国際理解教育	国籍や民族などの異なる人々同士で互いを認め合い、よりよい関係を構築することを目的に実施。県内在住国際交流員(CIR)を学校に派遣する等により外国の生活・文化等の理解促進を図る。	○国際交流員派遣事業として、各団体からの依頼を受けて実施する。	○各団体からの依頼を受けて下記のとおり国際交流員を派遣した。 ・英語ブックフェア(八代市立図書館) ・英語授業(鹿本小学校) ・国際交流に関する大学講義(甲南大学Zoom開催) ・フランスにおける焼酎流通の可能性についての出前講座(球磨焼酎酒造組合)	観光国際政策課	国際交流班
46 (再)	計量教室【再掲】	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	○水俣市、荒尾市、菊陽町において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を開催予定。	○荒尾市、水俣市及び菊陽町において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を11月に開催した。 参加者:3市町 合計55名	産業技術センター	計量グループ

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
95	地下水と土を育む農業の推進	熊本の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業」に対する県民の理解を促進し、その農産物の積極的な購入を通じて農家を支える県民運動を推進する。	熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して ○子どもたちの理解を促進するための副読本を作成し、県内の小学生に配布する。 ○子どもたちを対象とした現地勉強会を開催する。 ○消費者向け各種イベントへの出展やPRキャンペーンを実施する。	熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して ○子どもたちの理解を促進するための副読本を作成し、県内の小学生等に配布した(17,462冊)。 ○理解促進を目的とした記事体広告の掲載を行った。(計3回) ○子どもの現地勉強会(バスツアー)を開催した(11/26、2/10、小学生及び保護者計80名) ○販売店舗キャンペーン(11/25～1/10、103店舗)や農業フェアなどの熊本市近郊でのイベントへのブース出展を行った。(計4回)	農業技術課	みどりの農業推進班
96	県内農林水産物等の地産地消推進	県民や生産者、関係事業者及び関係機関における県内農林水産物等の優先的な利活用や熊本の食文化等への理解促進のため、地産地消の推進に向けた取組を推進する。	○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・ホームページ(地産地消サイト)への情報掲載 ・地産地消に関する県公式SNSでの情報発信 ○ホームページ(地産地消サイト)のブラッシュアップ ○地産地消協力店の指定(令和5年7月末で1,000店舗を指定) ○地産地消協力店制度見直し ○食・農ネットワークの活動・運営支援等(運営委員会の開催等) ○県民参加型イベントの実施	○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・地産地消に関する様々な情報、取組みを地産地消サイトで発信 ・地産地消に関する県公式SNSでの情報発信(月2回程度)。 ○ホームページ(地産地消サイト)のブラッシュアップ ○地産地消協力店の指定(令和6年3月末で1,008店舗を指定) ○地産地消協力店制度見直し ・制度の改正 ・地産地消協力店の指定更新(令和6年3月末で414店舗が更新) ○食・農ネットワークの活動・運営支援等 ・運営委員会の実施(5月、1月) ・総会の開催(9月) ・県民参加型地産地消トークイベント開催(12月、2月)	流通アグリビジネス課	地産地消班
97	くまもとの木と親しむ環境推進事業	消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。	○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出予定件数:30団体以上) ○県産木材で作った机・椅子や木製品を導入する保育園や幼稚園等へ補助。 ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配布。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級各1回実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象:13団体) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。	○幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出件数:422団体) ○県産木材で作った机・椅子や木製品を導入する保育園や幼稚園等へ補助。 ○小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を県内全ての小中学校へ配付。 ○木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級各1回実施。 ○地域で木育活動を行う団体へ補助。(補助対象:13団体) ○各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。	林業振興課	くまもと木材利活用推進班
98	くまもと畜産物流通戦略対策事業(食肉流通体制強化推進事業)	消費者へ多様な品種と豊富な生産量を誇る県産牛肉の理解促進を図るため、県産牛肉3銘柄の周知等の情報提供を行う。	○牛肉協議会HPやSNS、各種メディア媒体を活用して県産牛肉のPRを実施予定。 ○県産牛肉3銘柄の周知を目的に、県内外の県産牛肉取扱指定店において、消費拡大キャンペーンを実施。併せて、県内観光業等と連携したキャンペーンを実施予定。 ○県産牛肉のPR資材を作成し、消費者に対し、県産牛肉のPRを実施予定。	○SNS(youtube、Instagram)、羽田京急線看板及び各種広報媒体を活用して県産牛肉のPRを実施。 ○県産牛肉3銘柄の周知を目的に、消費拡大キャンペーンを1回実施し、観光連携キャンペーンを1回実施した。また、飲食店において、熊本県産牛肉フェアを実施。イベントへ出店し、県産牛肉のPRを2回実施した。 ○県産牛肉のPR資材を作成し、消費者に対し、県産牛肉のPRを実施した。	畜産課	総務・企画班
99	防犯講習会(学校、地域、事業者等向け)	振り込め詐欺や悪質商法等による被害防止のため、学校、地域における各種会合、関係事業者等を対象に、現状や対処法についての講話を実施する。	○被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、「電話で『お金』詐欺」等の手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話及び情報発信を実施した。 (講話回数:144回・情報発信数:106回)	○被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、「電話で『お金』詐欺」等の手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話及び情報発信を実施した。 (講話回数:582回・情報発信数:273回)	警察本部 生活安全企画課 生活環境課	電話で『お金』詐欺対策係 企画指導係
100	トラブル対処法等被害防止講話	サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。	○本部各課や各警察署と連携し、また、民間企業や県内の自治体・教育機関と協働して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施中 (内容) ・各種学校の生徒及び保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話の実施。(講話件数73件)	○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施 (内容) ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施(講話件数194件)	警察本部 サイバー犯罪対策課	企画係

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
2 効果的な消費者教育のための取組の推進 (1) 多様な主体との連携促進						
101	消費者団体の自主的活動の支援	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。	○消費者団体等と共催で、11/15に熊本市内で消費生活講演会を開催予定。同日開催の消費者発表大会をはじめ、各消費者団体の主催事業の広報、情報提供、参加等の支援を実施予定。(通年)	○消費生活講演会(11/15)は消費者団体等と共催で開催。 ○消費者発表大会(11/15)を開催。各消費者団体が主催する事業等についても、市町村等へ周知するなどの支援を行った。	消費生活課	企画推進班
102	消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、有識者の意見を聴き、施策に反映させる。	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催する。(10/17開催予定)	○県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催した。(10/17開催)	消費生活課	企画推進班
103	市町村消費生活推進研修事業	市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員に対して、消費者行政・相談窓口対応業務の基本的な知識、及び応用的な事項について研修を行う。	○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修会を5/26に実施。実地とオンラインの同時開催とし、消費者行政担当者など50名が参加。 ○消費者行政担当職員及び消費生活相談員を対象とした研修を国民生活センターとの共催で実施。(10/31開催予定)	○市町村の消費者行政担当職員を対象として5/26に研修会を対面で実施。消費者行政担当者など52名が参加。 ○市町村消費生活相談員連絡会議を開催(10/31)。消費生活相談員など25名が参加。	消費生活課	企画推進班
15 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○見守りネットワーク体制構築に至らない市町村を訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行った(随時)。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催(11/24)。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施(受講者39名)。	消費生活課	企画推進班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
(2)消費者教育の担い手育成						
78 (再)	学校における消費者教育の推進【再掲】	教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	【高校教育課】 ○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の視点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。 【義務教育課】 ○教科等指導主事等研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配布等の情報提供を行う。 【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて学んだり、自分の身近な公共施設に出かけたりインターネットによるサービスを利用したりする体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを指導する。 (中学部:例) 職業・家庭:生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の適切な使用と管理について指導する。また、インターネット通販や電子マネーなども含め消費生活の基本的な事項を指導する。 (高等部:例) 家庭、情報:インターネット通販や電子マネーの適切な利用を含め、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について指導する。また、商品購入や受けたいサービスなどの選択に必要な情報の収集と整理、比較と検討、契約について指導する。	【高校教育課】 ○高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科、商業科等 公民科:自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成、または若年者の消費者被害の防止・救済の視点から、多様な契約及び消費者の権利と責任、消費者保護の重要性等を指導。 家庭科:家計管理の重要性や家計と経済との関わり、生涯を見通した経済の管理や計画の重要性、消費者問題や消費者の権利と責任、自立した消費者としての意思決定、消費者保護、持続可能な社会を目指した消費生活等を指導。 商業科:ビジネスに携わる立場から消費者基本法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法など消費者の保護に係る法律について指導。 【義務教育課】 ○令和5年7月・12月の各教科等指導主事等研修会社会部会及び家庭科部会において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の情報提供を行った。 【特別支援教育課】 ○特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など (小学部:例) 生活:店舗の利用方法や買い物を手順、金銭等の扱いについて、身近な公共施設での体験的な買い物学習をとおして繰り返し指導し、消費者としての生活の仕方について学べるようにした。 (中学部:例) 職業・家庭:体験的な活動をとおして、生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方及び金銭の適切な使用管理について指導した。また、インターネット通販や電子マネーなど、金銭以外の支払方法など、現代に必要な消費生活の基本的な事項を指導した。 (高等部:例) 家庭、情報:ネットショッピングの危険性や個人情報の流出など、インターネット通販や電子マネーの適切な利用に関する基本事項や、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について指導した。またマルチ商法、アポイントセールス、名義貸しといった契約トラブルへの対処方法についても指導を行った。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	産業教育指導班 連携班 教育指導班
104	高等学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。教育課程研究協議会、家庭科主任会、商業科主任会等において、消費者教育に関する情報を提供予定。	○教育課程研究協議会(8月、各学校から1人出席で各教科約70人)、家庭科主任会(10月、各学校から家庭科主任が出席で約70人)等において、消費者教育に関する情報を提供。	高校教育課	産業教育指導班
105	小中学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行う。 ○学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する講演等の情報提供等を行う。	○学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行った。 ○学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する講演等の情報提供を行った。	義務教育課	義務教育連携班
106	特別支援学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○消費者教育に係る学習プログラムに関する情報を提供しており、今後も学校訪問や教育課程に関する研修等において、有益な情報を適宜提供する。	○教材「社会への扉」(消費者庁作成)の活用を促進するなど消費者教育が充実するよう、本教材の動画配信やデジタル教材についての情報提供を行った。	特別支援教育課	特別支援教育指導班
107	研修事業(領域別研修)	本県児童生徒の学力向上を目指して、ICTを効果的に活用した教科指導の改善を推進するために、教職員のICT活用指導力の向上及び児童生徒の情報活用能力の育成を図る研修を行う。	○学力向上を目指すICT活用授業実践研修を7/24に実施。 ○プログラミング教育推進のために「プログラミング教育研修(中学校技術・家庭〈技術分野〉編)」を熊本高等専門学校との連携協定を活用して開催(8/3、8/17、8/21)	○学力向上を目指すICT活用授業実践研修を7/24(月)に実施。(参加者35名) ○プログラミング教育推進のために「プログラミング教育(ビジュアルプログラム編)」と「プログラミング教育(プログラミング言語編)」の2つの研修を6月から12月の期間にオンラインで実施。 (希望者による集合研修を8/9(火)に実施。参加者13名)	教育センター	情報教育研修室

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
108	熊本県教育情報化推進事業における指導者養成講習会	本県児童生徒の情報活用能力の育成をめざし、学校教育活動における効果的なICT(情報通信技術)の活用や情報安全・情報モラル教育等を推進するために、教職員の情報教育における指導者(地域リーダー、校内リーダー)の育成を図る。	○講習会サイト(学校の情報化応援サイト)の運用(令和4年6月～) これまで、各学校の情報担当者等に限定して講習会を行ってきたが、今年度からは「学校の情報化応援サイト」を通じて、全ての教職員に対してオンデマンドで自主研修を行うこととした。 進展の加速度を増す情報化に対応できる学校教育を実現し、学校教育の質を向上させるために、各学校での教育の情報化(教師のICT活用、児童生徒の情報活用能力の育成、校務の情報化)を推進する資質・能力の育成を図るための情報をオンラインで提供を行っている。	○講習会サイトの運用開始(6月～) 「教育の情報化応援サイト」というタイトルで運用を開始した。教育の情報化(教師のICT活用、児童生徒の情報活用能力の育成、校務の情報化)を推進する資質・能力の育成を図るための情報をオンラインで提供した。	教育センター	情報教育研修室
109	研修事業(経験者研修)	学習指導要領の内容を具現化するため、消費者教育の現状とその必要性について理解を深め、社会科、家庭科の教科研修を中心に授業指導力を育成する研修を行う。 また、消費生活センターと連携し、本県の消費者問題を踏まえた教育実践について演習を交えた研修を行う。	○県立学校初任者研修においては、家庭科における消費者教育の推進の在り方、SDGsを踏まえた消費者市民社会の実現について扱う。 ○小中学校の家庭科に関する研修においては、学習指導要領を踏まえながら、消費者の権利と責任を考えさせたり、SDGsとの関連を意識して指導を行うことにつながる研修を行う。	○県立学校初任者研修において、家庭科における消費者教育の推進の在り方、SDGsを踏まえた消費者市民社会の実現について扱った。 ○小中学校の家庭科に関する研修において、小学校では、「買物の仕組みや消費者の役割」について扱い、小学校と中学校の内容の系統性を図る研修を行った。中学校では、「売買契約の仕組み」と関連させて、三者間契約について扱い、「消費者の権利と責任」を考えさせることにつながる研修を行った。	教育センター	第二教科研修室
110	私立高等学校等経常費助成費補助事業	消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。	○消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。(令和6年3月予定)	○消費者教育を行っている私立高等学校10校に対し、経常費助成額を加算した。(令和6年3月)	私学振興課	私学運営支援班
111	「親の学び」推進事業	くまもと家庭教育支援条例に基づき、すべての保護者に対し、家庭教育の重要性を周知・啓発するとともに、親としての学びを深める「親の学び」講座の普及に取り組む。また、講座を推進する人材養成研修において消費者教育に係る情報提供を行う。	「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催。 ○くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会 第1回:県内3会場(参加者115人) 第2回:県内1会場(10/25)※家庭教育支援関係者フォーラムと同時開催 ○くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座 県内10地域で市町村と連携して実情に合わせて開催	「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催。 ○くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会 第1回(5月):県内3会場(参加者計115人) 第2回(10/25):県内1会場(参加者67人)※家庭教育支援関係者フォーラムと同時開催 ○くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座 県内10地域(参加者計440人)で市町村と連携して実情に合わせて開催	社会教育課	家庭教育支援班
112	民生委員・児童委員一般研修会	複雑・多様化した住民の福祉ニーズに適切に対応するため、民生委員・児童委員に対し実践活動の強化に資する研修を行う。(研修テーマの一部に消費生活分野を設定)	○当課が提示した研修テーマを参考に、各広域本部(一部地域振興局)が企画し全ての民生委員・児童委員を対象に研修を実施。(各広域本部が消費生活分野を選定するか現段階では未定)	○5地域振興局内の民生委員・児童委員を対象とした研修で、消費者トラブルに関する講演を開催した。 ・悪質商法被害防止(講師:熊本県金融広報委員会 県金融広報アドバイザー) (玉名)R5.12.11 荒尾市総合文化センター 256名受講 (鹿本)R5.11.2 鹿本市民センター 84名受講 (菊池)R5.12.2 泗水ホール 279名受講 (阿蘇)R5.12.1 阿蘇の司ピラパークホテル 145名受講 (天草)R6.2.27 天草市民センター大ホール 370名受講	健康福祉政策課地域支え合い支援室	地域福祉班
■重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備 1 消費者の意見反映と消費者施策の透明性の確保						
113	熊本県消費者行政推進本部等の開催	消費者行政の推進に係る施策に取り組んでいる関係部局が連携し、県消費者基本計画に基づく施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、熊本県消費者行政推進本部(同本部幹事会)を開催、又は情報共有する。	○「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況についての協議・調整を行う。	○「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況について書面照会し、結果を消費生活審議会に報告した。(10/17開催)。	消費生活課	企画推進班
114	消費生活審議会の開催	消費者の意見を反映し、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、消費生活審議会を開催する。	○熊本県消費生活審議会を開催する。(10/17開催予定)	○熊本県消費生活審議会を開催し、消費者基本計画の進捗状況等について審議した。(10/17開催)	消費生活課	企画推進班

令和5年度(2023年度)消費者基本計画 個別事業管理表(第4次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	令和5年度事業計画及び実施状況 (令和5年7月末時点)	令和5年度事業実績	担当課・班名	
2 県における体制整備						
115	次世代消費生活相談員育成事業	次世代の消費生活相談を担える人材を育成するため、消費生活相談員資格取得支援講座を実施する。	○消費生活相談員資格取得支援講座を実施。(7月から9月、全4回) ○消費生活相談支援サポーター育成講座を実施。	○消費生活相談員資格取得支援講座を以下の日程で4回実施(3名参加) ・令和5年7月29日(土)10時30分～12時30分 県民交流会館パレア ・令和5年8月26日(土)13時30分～15時30分 オンライン ・令和5年9月16日(土)13時30分～15時30分 オンライン ・令和5年9月30日(土)13時30分～15時30分 オンライン ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施(受講者39名)。	消費生活課	消費者支援班
100 (再)	トラブル対処法等被害防止講話【再掲】	サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。	○本部各課や各警察署と連携し、また、民間企業や県内の自治体・教育機関と協働して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施中 〈内容〉 ・各種学校の生徒及び保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話の実施。(講話件数73件)	○本部各課や各警察署のほか、民間企業、教育機関等と連携して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施 〈内容〉 ・各種学校の生徒や保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話を実施(講話件数194件)	警察本部 サイバー犯罪対策課	企画係
116	貸金業法に基づく指導監督	貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。	○貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。 登録審査予定 4業者 立入検査予定 3業者	○4業者の登録更新審査、3業者の立入検査を実施した。	消費生活課	消費者支援班
3 市町村における体制整備支援						
117	新アクションプランの策定及び実施支援	国の新交付金見直し後も、市町村の消費生活相談体制をはじめとする消費者行政の取組が維持されるよう、全市町村に対しヒヤリング等を実施し、それを踏まえて新アクションプランを市町村とともに策定し、その実施を支援する。	○国の交付金見直し後も市町村の消費者行政の取組が維持されるよう、全市町村に対し新アクションプランの見直しについて調査を実施し、市町村の消費者行政の自主性・自立性の確保について支援する。	○R4に実施した調査結果をもとに、改めて全市町村に対して新アクションプランの見直しに関する調査を実施した。	消費生活課	企画推進班